

令和7年度分 市民税・県民税申告書（分離課税等用）の手引き

名古屋市

日ごろから市民税・県民税の申告及び納付にご協力をいただきありがとうございます。

この手引きは、分離課税の所得等がある方について提出していただく「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の書き方を説明したものです。この手引きをご覧いただき、必要事項を記入のうえ、「市民税・県民税申告書」と一緒に提出してください。

なお、この手引きに関するお問い合わせは、令和7年1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所へお願いします。

1 収入金額 / 4 所得金額

（各所得のカタカナ／丸数字は、申告書に対応しています。「1 収入金額」及び「4 所得金額」をともに記入してください。）

短期譲渡

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地・建物等を譲渡した場合の所得をいいます。

ス／㉔ 一般分

次の「軽減分」に該当しない所得をいいます。

セ／㉕ 軽減分

国や地方公共団体等への譲渡及び収用等による譲渡などによる所得をいいます。

長期譲渡

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡した場合の所得をいいます。

ソ／㉖ 一般の譲渡

次の「優良住宅地等に係る譲渡」及び「居住用財産の譲渡」に該当しない所得をいいます。

タ／㉗ 優良住宅地等に係る譲渡

優良住宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の所得をいいます。

チ／㉘ 居住用財産の譲渡

自分の居住用の建物やその敷地などを譲渡した場合の所得をいいます。

上の「短期譲渡」と「長期譲渡」の所得のいずれかがある方は、区分ごとに必要経費などを、「2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」に記入してください。

ツ／㉙ 一般株式等の譲渡

上場株式等に該当しない株式等を譲渡等した場合の所得をいいます。

テ／㉚ 上場株式等の譲渡

上場株式等（特定公社債等を含みます。）を、証券会社等を通じて譲渡等した場合の所得をいいます。

※ 「株式等」とは、株式（投資口を含みます。）、投資信託の受益権、公社債などをいいます。

「一般株式等の譲渡」または「上場株式等の譲渡」の所得がある方は、種類ごとに必要経費などを「3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項」に記入し、所得の種目について該当するものを○で囲んでください。

ト／③⑥ 先物取引

商品先物取引または金融商品先物取引等をし、かつ、その取引による決済をしたことによる所得をいいます。

「先物取引」の所得がある方は、必要経費などを「3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項」に記入し、所得の種目について該当するものを○で囲んでください。

※ 上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当所得等や源泉徴収口座における株式等譲渡所得等については、**所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することはできません**。これらの所得については、所得税の確定申告において申告した場合に限り、市民税・県民税の所得に算入します。

また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税の確定申告において上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける旨の申告をした場合に限り、市民税・県民税において損益通算及び繰越控除をすることができます。

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

給与所得のうち、通勤費、転居費、研修費等の特定支出がある方は、記入してください（特定支出控除については、証明書が必要です。）。

6 山林所得・退職所得に関する事項

(1) 山林所得

山林を伐採したり立木のまま譲渡することによる所得がある方は、記入してください。

なお、特別控除額は原則として 50 万円です。

(2) 退職所得（分離課税分を除きます。）

一時恩給や退職金などの所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とならない退職手当等がある方は、記入してください。

なお、勤続年数が5年以下かつ一定の条件に当てはまる方は、所得金額の計算方法が「C×1／2」とならない場合があります。退職所得の計算方法について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.lg.jp/>) をご覧ください。

退職所得の分離課税

サイト内検索